

仕様書

1 業務名

令和 8 年度西栗倉村エネルギーマネジメントシステム整備業務

2 業務目的

本業務は、村内に導入されている再生可能エネルギー施設等の脱炭素に資する取組について、生産状況、利用状況、二酸化炭素排出削減量等を可視化し、担当者の設備運用に役立てるとともに、広く公開することで地域における理解促進と住民の行動変容を図ることを目的としている。

なお、本業務は二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用して行うものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 提案上限金額

3,630,000 円（税込）

5 業務内容及び企画提案を求める事項

本業務は、村が構築しているエネルギーマネジメントシステム（以下 EMS）サーバーからし取得したデータを可視化するシステムを構築し、庁舎内に設置を予定しているサイネージ（モニター）を活用し、村内の再生可能エネルギー施設等の運転状況や脱炭素の取組を分かりやすく表示することを主たる目的とする。そのため、サイネージで効果的な情報発信を実現するために必要となる Web システム、画面設計、データ管理、実施体制等について、以下の事項を提案すること。取得可能なデータの種類については、誓約書提出後提供する取得可能なデータの一覧表を参照すること。なお、使用するデータは、この一覧表に含まれるものに限らず、それらを用いて導出が可能な値等も含めてよい。

また表示項目の詳細は提案業者の裁量にゆだねるが、以下の項目については表示に含めるのが望ましい。

太陽光・水力	地域熱	その他
発電量・瞬時値	熱供給量	計測機器設置場所について - 温度 - 日射量
発電量・日計	燃料使用量	
二酸化炭素排出削減量 （商用電力との比較）	二酸化炭素排出削減量 （化石燃料との比較）	

※地中熱冷房関連のデータについては、推奨に含んでいないが、有用と判断される場合は表示を検討することが望ましい。

(1) サイネージへの対応

庁舎内に設置を予定しているモニターについて、最適なハードウェアの導入方法、運用方法及び画面表示の方針を提案すること。また、来庁者への情報発信効果が高まる表示方法についても提案すること。

(2) Web サービス作成業務

サイネージ表示の基盤となるシステムとして、村内の再エネ発電施設および熱供給施設の運転・供給状況を可視化できるシステムを開発すること。対象となるデータは別紙のとおりとし、黄色で着色した項目を優先的に取り込むこと。

(3) 利便性・機能性

サイネージ表示及び Web 閲覧の双方において、主要な情報が一目で把握でき、閲覧者が必要な情報へ容易にアクセスできる画面構成、デザイン及び機能を提案すること。

(4) データの出力機能

サイネージ及び Web 表示に使用するデータについて、CSV 形式で出力できる機能を備えること。項目及び期間を選択して出力できること。

(5) 事業実施体制

サイネージ導入からシステム構築、運用開始までを円滑に実施するための実施体制及びスケジュールを提案すること。

(6) 独自提案

上記のほか、サイネージを活用した情報発信の充実や、運用管理の負担軽減、村民や来庁者の行動変容につながる提案があれば含めること。

・制作にあたっては、期間を通して発注者と十分な協議を行いながら進めるものとし、協議の結果生じる仕様の軽微な変更、追加及び調整については、柔軟かつ適切に対応すること。

6 留意事項

(1) 制作について

- ① 構成・デザインは、サイネージ及びスマートフォン・タブレットなど各種端末に対応すること。
- ② 制作にあたっては、本村担当者と協議を行うこと。
- ③ 写真素材等が必要となる際は、本村担当者より取得すること。
- ④ 本サービス公開後に、新規ページやコンテンツを追加・改修する可能性を考慮し、他の事業者が作業を行う際に著作権上の問題が生じないようにすること。

(2) セキュリティについて

- ・本業務の実施に当たっては、情報の保護に関する法律、関係条例、発注者が定める情報セキュリティポリシーその他関係規程を確認・遵守すること。
- ・サーバーへのアクセスは、ファイアウォール等の不正侵入を検知する機能により保護すること。

7 成果品について

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ① モニターシステム（ハード導入を含む）
※モニターは 42 インチ壁掛け用、解像度 4K UHD（3840×2160 ピクセル）以上でメーカーは問わない。既設の天井吊り金具に設置予定。
- ② Web システム（電子データ）
- ③ マニュアル類
- ④ 完成図書（印刷物もしくは電子媒体）

8 その他

- (1) 制作にあたっては、発注者との協議を重ねながら仕様を具体化していくものとし、
- (2) 成果物等の著作権については、受託業者と村で協議の上決定するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。